

京都市個人情報保護審査会答申第33号の概要

答申年月日	平成19年10月9日
請求内容	教育委員会及び市立中学校の説明が分かる文書
請求者	本人
所管課	教育委員会調査課
所管課の決定	不存在による非開示決定
所管課の主張	<p>1 学籍に関する他市区町村教育委員会から照会があった場合の対応について、規定等は特段定めていない。なお、実務上は照会元が正当な理由で照会しているかどうか等を確認し、必要に応じ口頭又は文書で回答することで対応している。</p> <p>2 当課において、当時の電話のやり取りについて記録された文書がないかを確認したが、そのような文書は確認できなかった。本件は、他の市町村から電話で学籍の照会があり、当該照会に対し口頭で回答を行ったものである。当課は、本件につき文書を作成する必要はなかったものとする。また、当該対応についても、実務上の対応から勘案しても不合理な取扱いを行ったものではない。</p>
異議申立人の主張	<p>1 不条理であるため、納得いかない。大阪府には京都市の行った退学届が実在していない。</p> <p>2 本件は道徳・秩序正しいとは判断できない。差別を正当化している。退学は、児童虐待防止法第3条の観点から関係者全員に通報義務がある。正当か不当かは明確にすべきであり、事務行為を論点にしているレベルでない。地方自治法第2条第2項を根底に適切な処理を求める。</p> <p>3 今日までの京都市公文書全部を調査してほしい。私達は公務を知らない。一人の子の人生を左右させた現実は共感していかれるのが良心であり、誠実かと考える。基本的人権を求める。</p>
審査会の判断	<p>1 当審査会としては、教育委員会及び市立中学校の説明が分かる文書が存在しないとの実施機関の主張について、特段、変則的で合理性を欠く処理が行われたとはいえず、また、本件請求に係る個人情報が存在することを確信するに足る事実も見出せなかった。</p> <p>2 以上の点から、当審査会は、実施機関が行った本件処分について、不当であると認められないと判断する。</p>